

京都光華女子大学短期大学部学則

(2023 年度)

京都光華女子大学短期大学部学則

第1章 総則

- 第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、実際的職業に必要な専門の学芸を教授し、大学教育の普及と成人教育の充実に務め、仏教の精神によって人格を陶冶し、もって広く文化に貢献する有為なる女性を育成することを目的とする。
- 第2条 前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上を図るものとする。
- 2 前項の点検・評価の項目、実施体制については別に定める。

第2章 学科

- 第3条 本学に次の学科を置く。
- ライフデザイン学科
- 第4条 本学の学生定員は次のとおりとする。
- | | 入学定員 | 収容定員 |
|-----------|------|------|
| ライフデザイン学科 | 100名 | 200名 |
- 第5条 本学の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は以下のとおりである。
- ライフデザイン学科
- 自分の将来を具体的に構想し、その実現のための自覚的な学習を通じ、相手の言葉を相手の立場に立って聞くことができることと、自らの考えを自らの言葉で明確に説明できることを併せ持ったコミュニケーション力を備え、実際の生活において課題設定・情報収集・課題解決を可能とする実践的な社会人としての能力を身につけた人材を育成する。

第3章 教育課程

- 第6条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたは、これらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第7条 各授業科目及び単位数は別表1のとおりとする。
- 第8条 授業科目は必修科目と選択科目とし、第7条に定める授業科目について、64単位以上を履修するものとする。
- 第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする
(別表 1 に定める)。

(2) 実験・実習・実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする
(別表 1 に定める)。

第 10 条 1 年間の授業日数は、定期試験の期間を含め、35 週にわたるものとする。

第 4 章 卒業の要件等

第 11 条 本学の修業年限は 2 年とする。但し、在学年限は 4 年を超えることができない。

第 12 条 履修した授業科目には試験を実施し、合格した科目には単位を認定する。

第 13 条 試験の方法は筆記試験、口述試験、論文考查、実験・実習・実技試験の 4 種とする。

2 試験の成績は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。成績評価は次の評語によるものとする。

合 格 秀 (90 点以上)

優 (89 点から 80 点まで)

良 (79 点から 70 点まで)

可 (69 点から 60 点まで)

不格 不可

第 14 条 やむを得ない事由によって試験に欠席したときは、願出によって追試験を許可することがある。

第 15 条 本学において教育上有益と認めるとときは、本学の定めるところにより、学生が他の短期大学または大学において修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 第 1 項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合及び外国の短期大学または大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第 16 条 本学において教育上有益と認めるとときは、学生が短期大学または高等専門学校の専攻科において行う学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 第 1 項により与えることができる単位数は、第 15 条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 17 条 本学において教育上有益と認めるとときは、学生が本学に入学する以前に短期大学または大学において修得した単位及び第 16 条第 1 項に規定する学修を本学入学後に修得した単位とみなすことができる。

2 第 1 項により修得したとみなすことのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、

第 15 条第 2 項の単位数と合わせるとときは 45 単位を超えないものとする。

- 第18条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第6条第2項の授業の方法により修得する単位は、30単位を超えないものとする。
- 第19条 本学の学生以外の者で本学において開設する授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り履修を許可することがある。
- 2 第1項において、他短期大学または大学に在学する者で本学とその短期大学または大学との協議に基づき受入れる者は単位互換履修生として、その他の者は科目等履修生として、本学が開設する授業科目の履修を認める。単位互換履修生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。
- 3 単位互換履修生、科目等履修生として履修した科目には、試験のうえ単位を認定することができる。但し、科目等履修生、単位互換履修生としての期間は在学年数として算定しない。
- 4 科目等履修生選考料及び科目等履修料は別表2のとおりとする。一旦納付した選考料及び履修料は、これを返還しない。
- 5 単位互換履修生の授業料は、その学生の在学する短期大学または大学との協議に基づき定めるものとする。
- 第20条 本学の学生以外の者で本学において開設する授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り聴講を許可することがある。
- 2 第1項において、受入れる者は聴講生として、本学が開設する授業科目の聴講を認める。聴講生に関する規程は別に定める。
- 3 聴講生として聴講した科目については、単位の認定は行わない。
- 4 聴講生選考料及び聴講料は別表3のとおりとする。一旦納付した選考料及び聴講料は、これを返還しない。
- 第21条 本学に2年以上在学して第8条に規定する単位以上を修得した者については、大学運営会議の議を経て卒業を認定し、学長が卒業証書を授与する。
- 2 本学を卒業した者に次の学位を授与する。

ライフデザイン学科 短期大学士（ライフデザイン学）

第5章 入学・転入学・退学・休学・復学・除籍・再入学・復籍

- 第22条 入学の時期は学年の初めとする。但し、場合により学期の初めとすることができる。
- 第23条 本学の第1学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1)高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3)外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した者

- 在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - (7) 本学において(1)と同等以上の学力があると認めた者
 - (8) 別に定める外国人留学生規程に該当する者
- 第24条 入学志願者に対しては選考試験を行う。その要項は別に定める。
- 第25条 入学志願者は所定の入学願書・出身学校の調査書に別表4の入学検定料を添えて提出しなければならない。一旦提出した出願書類及び検定料は、これを返還しない。
- 第26条 第24条に定める選考試験に合格した者は、指定期日までに別表5の入学金、別表6の授業料前期分を納付するとともに、所定の保証書を提出しなければならない。
- 2 第1項の手続を完了した者に入学許可を与える。
 - 3 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の健康診断書・住民票記載事項証明書を提出しなければならない。
- 第27条 保証書には保証人の署名捺印を要する。保証人は入学許可を得た者の保護者とし、その学生の在学中における一切の責に任すべきものとする。
- 2 保証人の身分に異動があったとき、または死亡したときは、直ちに届け出なければならない。
- 第28条 学生が事故もしくは病気によって欠席するときは、その旨届け出なければならない。但し、1週間以上にわたるときは、保証人と連署でなくてはならない。病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。
- 第29条 退学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署をもって学長に願出なければならない。また、在学中に死亡した者は、退学とする。
- 第30条 病気または事故によって引き続き3ヵ月以上修学することができない者は、その事由を具し、保証人連署で休学を願出ることができる。
- 2 病気のため休学するときは、医師の診断書を提出しなければならない。
 - 3 休学は1年を超えることはできない。但し、特別の事由がある者には、更に1年以内の休学を許可することがある。
 - 4 休学の期間は通算して2年を超えることはできない。
 - 5 復学しようとする者は、保証人の連署をもって学長の許可を得なければならない。但し、病気により休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。
 - 6 休学期間は在学年数に算入しない。
- 第31条 次の各号の一に該当する者は、大学運営会議の議を経て学長が除籍する。
- (1) 第11条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 第30条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

- (3) 正当な理由なく学費の納付を怠る者
(4) 長期間にわたり行方不明の者
- 第32条 第29条によって退学した者及び第31条によって除籍された者が再入学を志願するときは、大学運営会議の議を経てこれを許可することができる。その規程は別に定める。
- 2 再入学検定料は別表7のとおりとする。一旦納付した検定料は、これを返還しない。
- 第33条 第31条第1項第3号で除籍された者は学長の許可を得て、復籍することができる。
- 第34条 他の短期大学または大学に在学する者で、本学に転入学を志願する者がある場合には、選考のうえ、相当年次または期に転入学を許可することができる。
- 2 転入学に関する必要な事項は別に定める。

第6章 学費

- 第35条 授業料は別表6のとおりとし、指定の期日までに納付しなければならない。
- 第36条 授業料は、出席の有無にかかわらず学籍のある間はこれを納付しなければならない。但し、休学期間中は別に定める在籍料を納付しなければならない。
- 第37条 一旦納付した授業料は、事情のいかんにかかわらずこれを返還しない。

第7章 職員

- 第38条 本学に学長・短期大学部長・教授・准教授・講師及び助教を置く。その他学務の処理、学生の補導福祉等のため、事務職員を置く。
- 2 本学に前項に定めるもののほか、必要に応じて、副学長を置くことができる。

第8章 大学運営会議

- 第39条 本学に大学運営会議(以下「運営会議」という)を設置する。
- 2 運営会議は、学長、副学長、研究科長、学部長、学群長、教務部長、学生部長、入学・広報センター長、事務局長、学長戦略推進部長、学生サポートセンター長、及びその他学長が必要と認める者を構成員とする。学長は運営会議を招集し、その議長となる。
- 3 拡大運営会議は、前項の構成員に学科長、専攻科長、図書館長、リベラルアーツセンター長、入学・広報センター副センター長、就職支援部長を加えて構成する。
- 4 理事長及び学園長は必要に応じて出席することとする。
- 5 運営会議は、大学運営に関する重要事項について審議し、学長が決定する。
- 6 運営会議に専門委員会を設置し、審議事項について諮問することができる。
- 7 運営会議規程については別に定める。

第9章 全学教授会及び短期大学部教授会

- 第40条 本学に全学教授会を設置する。
- 2 全学教授会は学長及び副学長並びに全学の教授、准教授、講師、助教をもって構成する。
- 3 学長又は学長が指名した者が議長となり、全学教授会を招集する。
- 4 全学教授会は、大学運営会議の審議結果を報告する。
- 5 全学教授会は、学長等の求めに応じて、教育研究に関する事項について、審議及び構成員からの意見聴取を行う。
- 6 全学教授会の規程は別に定める。
- 第41条 本学に短期大学部教授会を設置する。
- 2 短期大学部教授会は、学長・教授とし、必要に応じ、当該組織の准教授、講師、助教を構成員に加えることができる。学部長は短期大学部教授会を招集し、その議長となる。
- 3 短期大学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- また、前項各号に掲げるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 短期大学部教授会の規程は別に定める。

第10章 学年・学期及び休業日

- 第42条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第43条 学年を前期、後期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。
- 第44条 休業日は次のとおりとする。
- 日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
学園創立記念日（9月15日）
春季休業 3月21日より3月31日まで
夏季休業 8月1日より9月20日まで
冬季休業 12月25日より翌年1月3日まで
- 2 学長は、必要がある場合は前項の休業日を変更、または休業日に授業等を行わせることができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第11章 附属施設

- 第45条 本学に図書館・真宗文化研究所・女性キャリア開発研究センター・地域連携推

進センター・リベラルアーツセンター及び研究室を設け、教職員・学生の研究に資する。各規程は別に定める。

第46条 本学に寄宿寮を設ける。その規程は別に定める。

第47条 教職員・学生の保健医療のため、本学に保健室を設ける。

第12章 公開講座

第48条 学生ならびに一般市民の教養に資するため、公開講座を実施することができる。

第13章 賞罰

第49条 操行・学業ともに優秀で他の規範となる者に対しては、これを表彰することがある。

第50条 学生が本大学の学則及び諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があるときは、大学運営会議の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は訓戒・停学・退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行に問題があり、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力に問題があり、修学の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 懲戒処分については、懲戒委員会を置く。

5 学生の懲戒に関するガイドライン及び懲戒委員会規程等、懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

附則

本学則は昭和25年4月1日より施行する。

2 本学則は昭和28年4月1日より施行する。

3 本学則は昭和30年4月1日より施行する。

4 本学則は昭和35年4月1日より施行する。

5 本学則は昭和36年4月1日より施行する。

6 本学則は昭和40年4月1日より施行する。

7 本学則は昭和41年4月1日より施行する。

8 本学則は昭和42年4月1日より施行する。

9 本学則は昭和43年4月1日より施行する。

10 本学則は昭和44年4月1日より施行する。

11 本学則は昭和45年4月1日より施行する。

12 本学則は昭和46年4月1日より施行する。

13 本学則は昭和47年4月1日より施行する。

14 本学則は昭和48年4月1日より施行する。

- 15 本学則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
- 16 本学則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
- 17 本学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
- 18 本学則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 51 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、第 37 条を除き従前の学則による。
- 19 本学則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 52 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 20 本学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 53 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 21 本学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 54 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 22 本学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 55 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 23 本学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 56 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 24 本学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 57 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 25 本学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 58 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 26 本学則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 59 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 27 (1) 本学則は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 60 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、第 28 条を除き従前の学則による。
(2) 第 33 条に規定する学生定員は、昭和 75 年度までは次のとおりとする。

年度 学科	昭和 61 年度		昭和 62 年度～ 昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科	550 名	850 名	550 名	1,100 名	300 名	850 名

- 28 (1) 本学則は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 61 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、第 28 条を除き従前の学則による。
(2) 第 33 条に規定する学生定員は、昭和 75 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	昭和 62 年度		昭和 63 年度～ 昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科		(550 名)				
生活科学専攻	350 名	350 名	350 名	700 名	200 名	550 名
生活文化専攻	200 名	200 名	200 名	400 名	100 名	300 名

計	550 名	1,100 名	550 名	1,100 名	300 名	850 名
---	-------	---------	-------	---------	-------	-------

- 29 (1) 本学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。但し、昭和 62 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、第 28 条を除き従前の学則による。
- (2) 第 33 条に規定する学生定員は、昭和 75 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	昭和 63 年度～ 昭和 74 年度		昭和 75 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科				
生活科学専攻	350 名	700 名	200 名	550 名
生活文化専攻	200 名	400 名	100 名	300 名
計	550 名	1,100 名	300 名	850 名

- 30 本学則は昭和 63 年 10 月 1 日より施行する。
- 31 (1) 本学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。
- (2) 第 34 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	昭和 63 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科				
生活科学専攻	350 名	700 名	200 名	550 名
生活文化専攻	200 名	400 名	100 名	300 名
計	550 名	1,100 名	300 名	850 名

- 32 本学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 33 本学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 34 本学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 14 条は、平成 3 年度卒業生より適用する。
- 35 (1) 本学則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 2 条以下の学科名は平成 5 年度入学生より適用する。
- (2) 第 34 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	昭和 63 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科				

生活科学専攻	350名	700名	200名	550名
生活文化専攻	200名	400名	100名	300名
計	550名	1,100名	300名	850名

36 本学則は平成6年4月1日より施行する。但し、平成5年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、第5条、第6条、第7条、第16条、第17条、第18条を除き従前の学則による。

37 (1)本学則は平成7年4月1日より施行する。但し、平成6年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。

(2)第4条に規定する学生定員は、平成12年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成7年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科				
食生活専攻	180名	360名	100名	280名
生活デザイン専攻	100名	200名	60名	160名
生活文化専攻	100名	200名	50名	150名
生活情報専攻	170名	340名	90名	260名
計	550名	1,100名	300名	850名

38 本学則は平成8年4月1日より施行する。

39 (1)本学則は平成9年4月1日より施行する。但し、平成8年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。

(2)第4条に規定する学生定員は、平成12年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活学科						
栄養専攻	40名	40名	40名	80名	40名	80名
食生活専攻	140名	320名	140名	280名	60名	200名
生活デザイン専攻	100名	200名	100名	200名	60名	160名
生活文化専攻	100名	200名	100名	200名	50名	150名
生活情報専攻	170名	340名	170名	340名	90名	260名
計	550名	1,100名	550名	1,100名	300名	850名

40 本学則は平成10年4月1日より施行する。

- 41 本学則は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
- 42 (1) 本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 2 条以下の学科名は平成 12 年度入学生より適用する。
- (2) 生活文化専攻は、本改正にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (3) 第 4 条に規定する学生定員は、平成 16 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	総定員								
生活環境学科										
栄養専攻	40 名	80 名								
食生活専攻	85 名	225 名	80 名	165 名	75 名	155 名	70 名	145 名	65 名	135 名
生活デザイン専攻	150 名	250 名	140 名	290 名	130 名	270 名	120 名	250 名	110 名	230 名
生活文化専攻		100 名								
生活情報専攻	130 名	300 名	120 名	250 名	110 名	230 名	100 名	210 名	90 名	190 名
計	405 名	955 名	380 名	785 名	355 名	735 名	330 名	685 名	305 名	635 名

- 43 (1) 本学則は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- (2) 第 4 条に規定する学生定員は、平成 16 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活環境学科								
栄養専攻	40 名	80 名						
食生活専攻	80 名	165 名	75 名	155 名	70 名	145 名	65 名	135 名
生活デザイン専攻	120 名	270 名	110 名	230 名	100 名	210 名	100 名	200 名
生活情報専攻	140 名	270 名	130 名	270 名	120 名	250 名	100 名	220 名
計	380 名	785 名	355 名	735 名	330 名	685 名	305 名	635 名

- 44 (1) 本学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- (2) 栄養専攻・食生活専攻は、本改正にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- (3) 第 4 条に規定する学生定員は、平成 16 年度までは次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活環境学科						
生活デザイン専攻	105 名	225 名	90 名	195 名	85 名	175 名
生活情報専攻	130 名	270 名	120 名	250 名	100 名	220 名

計	235名	495名	210名	445名	185名	395名
---	------	------	------	------	------	------

- 45 本学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 46 本学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 47 本学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 16 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 48 本学則は平成 18 年 1 月 1 日より施行する。
- 49 (1) 本学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 3 条以下の学科名は平成 18 年度入学生より適用する。
(2) 生活デザイン専攻、生活情報専攻は本改正にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 50 本学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 51 本学則は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 52 本学則は平成 20 年 9 月 1 日より施行する。
- 53 本学則は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 54 本学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 55 本学則は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 22 年度以前の入学生については、本改正にかかわらず、従前の学則による。
- 56 本学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 57 本学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 58 本学則は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 59 (1) 本学則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
(2) こども保育学科は、本改正にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 60 本学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 61 本学則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 62 本学則は 2019 年 4 月 1 日より施行する。
- 63 本学則は 2020 年 4 月 1 日より施行する。
- 64 本学則は 2021 年 4 月 1 日より施行する。
- 65 本学則は 2022 年 4 月 1 日より施行する。
- 66 本学則は 2023 年 4 月 1 日より施行する。

2023年度ライフデザイン学科カリキュラム

群	分野	学科目	1単位当たりの授業時間数	授業形態	単位数		必・選	備考		
					1年	2年				
ライフデザイン	ライフデザイン	京都光華の学びⅠ	30	演習	1		必修	選択必修科目については、10単位修得すること。ただし、10単位を超えて修得した単位は選択科目の単位として振替えることができる。		
		京都光華の学びⅡ	30	演習	1					
		ライフデザイン・コンピテンシーⅠ	30	演習	2					
		ライフデザイン・コンピテンシーⅡ	15	演習	2					
		ライフデザイン・コンピテンシーⅢ	30	演習	1					
		ライフデザイン特論	30	演習	1					
	コミュニケーション	仏教の人間観Ⅰ	15	講義	2		必修			
		仏教の人間観Ⅱ	15	講義	2		選択必修			
		プレゼンテーション・セオリー	15	講義	2		選択必修			
		プレゼンテーション・ベーシック	15	演習	2					
ライフデザインスタンダード（社会人）		声と表現Ⅰ	15	演習	2					
		声と表現Ⅱ	15	演習	2					
		笑いのコミュニケーション演習	15	演習	2					
		カウンセリング理論	15	講義	2					
		カウンセリングスキル	30	演習	2					
		ボランティア論	15	講義	2					
		ホスピタリティ論	15	講義	2					
		臨床心理学	15	講義	2					
		女性の心と身体	15	講義	2					
		ジェンダー論	15	講義	2					
		女将論	15	講義	2					
社会を学ぶ	社会を知る	15	講義	2		必修				
	女性のキャリアデザイン	15	講義	2		選択必修				
	時事問題	15	講義	2						
	環境問題	15	講義	2						
	京の伝統文化を創る	30	演習	1						
	くらしに生きるものづくり	15	演習	2						
	マスマディア論	15	講義	2						
	現代消費生活論	15	講義	2						
	サブカルチャー論	15	講義	2						
	社会学	15	講義	2						
	ビジネス基礎		くらしのなかの経済学	15	講義	2			選択必修	
			学生が創る「学び」	15	演習	2				
			ライフ創彩	30	演習	1				
			京のくらし	15	講義	2				
			ビジネス実務演習	15	演習	2				
			秘書検定特講	15	演習	2				
			ビジネス実務総論	15	講義	2				
			簿記会計学	15	講義	2				
			言葉と表現	15	講義	2				
			言葉の理解	15	講義	2				
	情報基礎		就職のためのベーシックスキル	15	演習	2			選択必修	
			数の理解	15	講義	2				
			コンピュータ概論	15	講義	2				
			情報社会の未来を知る	15	講義	2				
			ワープロスキルⅠ	15	演習	2				
			ワープロスキルⅡ	15	演習	2				
			表計算スキルⅠ	15	演習	2				
			表計算スキルⅡ	15	演習	2				
			PC活用プレゼンテーション演習	15	演習	2				
			コンピュータグラフィックス論	15	講義	2				
	グローバル		インターネット演習	15	演習	2			選択必修	
			コンピュータグラフィックス演習Ⅰ	15	演習	2				
			コンピュータグラフィックス演習Ⅱ	15	演習	2				
			国際関係論	15	講義	2				
			世界の民族と文化	15	講義	2				
			外国の大学での短期研修	15	演習	2				
			外国の大学での短期留学	15	演習	4				
			英語Ⅰ	30	演習	1				
			英語Ⅱ	30	演習	1				
			TOEICⅠ	30	演習	2				
			TOEICⅡ	30	演習	2				
			TOEICⅢ	30	演習	2				
			中国語	30	演習	1				
			ハングル	30	演習	1				
			日本語Ⅰ	30	演習	1				
			日本語Ⅱ	30	演習	1				
			日本事情Ⅰ	30	演習	1				
			日本事情Ⅱ	30	演習	1				

外国人留学生対象
段階履修
外国人留学生対象
段階履修

群	分野	学科目	1単位当たりの授業時間数	授業形態	単位数		必・選	備考
					1年	2年		
ファッショングループ	ファッションビジネス	ファッションビジネス流通消費学	15	講義	2		選択	
		世界の服飾史	15	講義		2		
		ファッションビジネス材料学	15	講義	2			
		服作り演習	30	演習	2			
		クチュール制作演習	30	演習		2		
		ファッションビジネス製造学	15	講義	2			
		ファッションコーディネート演習	15	演習	2			
ブライダル	ブライダル	ファッションビジネス演習	30	演習	2			
	ブライダル	ブライダル総論	15	講義	2			
	ブライダル	ブライダル検定ベーシック	15	講義	2			
	ブライダル	ブライダル演習	15	演習		2		
	ブライダル	ブライダル検定アドバンス	15	講義		2		
	ブライダル	ブライダル実務	15	講義	2			
ライフデザインプロフェッショナル（就職力）	フード	ブライダルプロデュース	15	講義		2		
		食品と調理	15	講義	2			
		栄養と健康	15	講義	2			
		調理実習	30	実習	2			
		食文化演習	30	実習		2		
		製菓実習Ⅰ	30	実習	2			
		製菓実習Ⅱ	30	実習		2		
		食生活概論	15	講義	2			
		フードビジネス論	15	講義		2		
		食空間コーディネート	15	演習		2		
インテリアデザイン	インテリア	インテリアデザイン論	15	講義	2			
		住居・インテリア設計製図実習	30	実習	2			
		インテリア模型制作演習	15	演習		2		
		インテリアバース演習	30	演習	2			
		インテリア計画	15	講義		2		
		インテリア設計士資格検定特講	30	演習		2		
		住生活概論	15	講義	2			
		住居プランニング演習	15	演習	2			
		住生活史	15	講義		2		
		居住福祉論	15	講義		2		
デザイン企画	デザイン企画	色彩の基礎	15	講義	2			
		色彩の応用	15	講義	2			
		造形基礎演習	15	演習	2			
		デザイン概論	15	講義	2			
		商品企画論	15	講義	2			
		ユニバーサルデザイン	15	講義	2			
		ブランドデザイン	15	講義		2		
		ユーザー体験価値デザインⅠ	15	講義	2			
		ユーザー体験価値デザインⅡ	15	講義		2		
		パッケージデザイン演習	30	演習		1		
医療事務	医療事務	メディカルクラークⅠ	15	講義	2			
		メディカルクラークⅡ	15	講義	2			
		メディカルクラーク応用	15	講義	1			
		ドクターズクラークⅠ	15	講義	2			
		ドクターズクラークⅡ	15	講義	2			
		調剤報酬請求事務	15	講義	2			
エンターテイメント	エンターテイメント	ケアクラーク	15	講義	2			
		エンターテインメント論Ⅰ	15	講義	2			
		エンターテインメント論Ⅱ	15	講義	2			
		女性と放送業界	15	講義	2			
		映画を見る・映画を創る	30	演習	1			
観光	観光	カメラ演習	15	演習	2			
		観光概論	15	講義	2			
		京都学	15	講義		2		
		観光ビジネス実務総論	15	講義	2			
		ホテルビジネス実務	15	講義	2			
		観光・ビジネスのための英語	15	講義		2		
		観光事業論	15	講義		2		

別表 2

科目等履修生選考料		10,000 円
科目等履修料	半年科目 1 科目につき	20,000 円

実験実習を伴う科目については、実験実習費として
1 科目につき 5,000 円を別途徴収

別表 3

聴講生選考料		5,000 円
聴講料	半年科目 1 科目につき	10,000 円

実験実習を伴う科目については、実験実習費として
1 科目につき 5,000 円を別途徴収

別表 4

入学検定料	30,000 円
-------	----------

別表 5

入学金	230,000 円
-----	-----------

別表 6

授業料	前期	550,000 円
	後期	550,000 円

(注) 2 年次以降の授業料は毎年、原則として、前年度の授業料の額に、前年度国家公務員の給与改訂に関する人事院勧告指數と教育研究条件改善費 4% を乗じて得た額を加算した額とする。

(注 2) 休学在籍料は、100,000 円（半期<6 カ月>）とする。

別表 7

再入学検定料	5,000 円
--------	---------